

山武市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画 策定業務委託（債務負担行為）プロポーザル実施要領

山武市では、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき、令和8(2026)年度で終了する山武市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の次期計画を策定します。

次期計画については、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進し、介護予防や社会参加活動の推進、自立支援を主軸とした重度化防止への取り組み、生産年齢人口の急減、85歳以上人口の急速な増加に対応した計画を策定する必要があります。

また、3年に1度改定が行われる市の介護保険事業計画と、5年に1度改定が行われる県の医療計画において、医療と介護を連携させる視点からの検討が必要です。

については、豊富な経験と高い専門知識を基に、本市の特性に合わせた計画内容の提案や計画を策定していくための助言や支援を受け、策定業務を円滑に進めるため、一定の基準で評価選定をする公募型プロポーザル方式によって受託事業者を特定するものです。

1 業務名

山武市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託
(債務負担行為)

2 業務内容

別添「山武市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託（債務負担行為）仕様書」のとおりとする。

3 上限額

総額 10,285,000 円（税込み）を上限とする。

（内訳）令和7年度 5,170,000 円

令和8年度 5,115,000 円

4 業務期間

契約日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

5 参加資格

参加者は、参加申込書提出から受託候補者の特定までの間に次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）
- (2) 山武市入札参加資格者名簿の大分類「調査・計画」、中分類「健康・福祉計画」

に登録していること。

- (3) 山武市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 18 年山武市訓令第 40 号）及び千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 60 年 4 月 5 日千葉県制定）又は千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和 57 年 12 月 1 日千葉県制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 山武市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 18 年山武市告示第 27 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者、又は取引停止処分を受けてから 2 年間を経過している者及び本工事の入札日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (8) 過去 6 か年度（令和元年度～令和 6 年度）に地方公共団体等が発注した高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託を完了した実績を有する者
- (9) 千葉県、東京都、埼玉県、茨城県又は神奈川県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。
- (10) 受託者はプライバシーマークを 5 回以上更新しているものとし、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理が十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。機密保持に関する社内規程を設けていることとし、作業着手前にそれを証明する書類等を発注者に提示するものとする。

6 公募型プロポーザル方式への参加申込手続

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり関係書類を期限内に提出すること。

(1) 資料の交付

本プロポーザルに係る資料等は、山武市ホームページからダウンロードすること。
アドレス：<https://www.city.sammu.lg.jp>

(2) 提出書類

- ① 山武市公募型プロポーザル方式参加表明書（様式 1）
- ② 会社概要（様式 1－添付）
- ③ 業務委託契約実績報告書（様式 2）
- ④ 企画提案書（任意様式）
- ⑤ 提案見積書（様式 4）

※ ①～③及び⑤は、各 1 部、④は、原本 1 部及び副本（提案者名記載ないもの）10 部を提出すること。

(3) 提出方法及び提出期限

① 提出方法

市役所への持参又は郵送により提出すること。

② 提出期限

令和 7 年 10 月 23 日（木） 午後 5 時まで

※持参の場合は、山武市役所開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとする。また、郵送の場合は、期間内必着とするため、到達の記録がわかる方法（簡易書留等）での郵送とすること。郵送の場合は、下記まで電話連絡すること。

③ 提出場所

〒289-1392

千葉県山武市殿台 296 番地 山武市役所本庁舎 1 階

山武市役所 保健福祉部 高齢者支援課 介護給付係

電話 0475-80-2641

(4) 企画提案書及び見積書について

①企画提案書の書式

以下の点に留意の上作成すること。

ア 表紙をつけること。なお、原本の表紙はタイトル及び提案者名を記入し、副本には記入しないこと。

イ タイトルは、「山武市高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務委託（債務負担行為）提案書」とすること。

ウ A 4 サイズの片面印刷で 20 枚以内（表紙を除く）に収めること。

エ モノクロ・カラーの別は問わない。

オ 簡潔にわかりやすく、適宜、図等を活用しながら作成すること。

カ 文字の大きさは、11 ポイント以上で作成すること。図や表中の文字はこの限りではないが、見やすい大きさで作成すること。

キ 過度な装飾は避けること。

ク ファイル等で綴じて、製本すること。

②企画提案書の内容

以下の項目に沿って記載すること。

ア 業務実績、業務体制、業務担当者、業務責任者のプロフィール等
業務実績がわかるよう契約書の写し及び策定した計画書を添付すること。
業務責任者及び担当者として予定する者の氏名、担当分野、本業務における役割及び連絡体制等は必ず記載すること。

イ 業務フロー

ウ 主な作業項目と業務遂行スケジュール

エ 企画提案事項

以下の点について提案を求める。

※第 10 期介護保険事業計画において特に重視すべき点

1. ・地域包括システムの更なる深化
・介護予防、社会参加活動の推進
・生産年齢人口の減少、高齢化の更なる進行への対応
・介護人材確保への対策
・医療と介護の連携強化
2. アンケート調査の作成・実施・集計・分析
・アンケート調査や統計データに基づく課題の現状分析と手法の提案、課題整理の方針、今後の有効な施策展開に向けた調査の実施内容
・本市の地域特性や高齢者の分析、課題への具体的な提案
・介護離職防止の観点等から、主たる介護者世代たる 2 号被保険者への意識調査として効果的と考えられる質問項目の例示
・制度の主たる 2 号被保険者と利用者側の意識を比較
・自立支援、重度化防止の視点から効果的な質問項目の例示
・在宅医療、介護及び認知症施策の需要が増大することを踏まえ、本市の資源等の実情を考慮した施策展開に繋がられるような調査の工夫と分析
・個人情報保護対策の方法
3. 目標設定
市の地域課題や重視すべき点に基づく数値目標の設定方法
4. 市からの問い合わせに対する体制

オ その他アピールポイント

③見積書

人件費、間接経費等の積算根拠を明示した内訳明細を記載または添付すること。

7 審査方法等

(1) 審査方法

本業務に関する委託業者選定委員会を設置し、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの審査を実施する。ただし、応募が 4 者以上の場合については、事前審査を実施し、上位 3 者となった者について、プレゼンテーション審査を実施する。

(2) 審査基準

別表のとおり

(3) プレゼンテーション等について

- ①日 程 令和7年10月27日(月)を予定
日時は変更する可能性があるため、プレゼンテーション実施対象者には、確定後、個別に連絡するものとする。
- ②会 場 山武市役所 成東保健福祉センター 1階 総合検診室
- ③出席者 各者3名以内(本業務の主担当者を含む。)
※主担当者とは市事務局との連絡調整を最も多く行う者で、必ず契約終了まで携わる者とする。
- ④発表時間 1者当たり 30分程度
1. プレゼンテーション(20分)
2. 提案書の内容等に関する質疑応答(10分程度)
- ⑤その他
- ・プレゼンテーション時にパソコン・プロジェクター等を使用する場合は、原則各事業者で用意すること。
 - ・プレゼンテーション時における追加資料の配布は不可とする。
 - ・プレゼンテーションに参加できない場合は、選定の対象から除外します。
 - ・詳細な時間等については、後日電子メール等で通知します。

8 審査結果等

- (1) 参加事業者が4者以上であった場合、事務局により、提出された書類による事前審査を行う。結果については、プレゼンテーション参加者にのみ、個別に電子メール等により連絡する。
- (2) 委託業者選定委員会において、最も優秀とされた者を受託候補者とする。
- (3) 最終審査結果は、結果通知書によりプレゼンテーション参加者全員に通知するとともに、山武市ホームページにより公表する。
- (4) 受託候補者を特定した過程や評価結果については、山武市情報公開条例に基づき対応する。
- (5) 審査は、非公開とする。
- (6) 当該審査に関する異議は、一切応じない。

9 契約の締結

- (1) 市は、受託候補者と業務の詳細等を協議のうえ、見積書を徴取し契約を締結する。
- (2) 受託候補者に事故があり見積書の徴取が不可能となった場合、又は受託候補者との協議が整わない場合、市は、次点者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。なお、受託候補者と契約が締結された場合、市は、次点者に速やかに連絡する。

- (3) 原則として、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。
ただし、協議の結果、設計及び仕様内容等に追加があった場合には、この限りではない。

10 質問票の提出

本プロポーザル及び本業務委託に関する事務的な質問に限り受け付ける。

- (1) 提出期限 令和7年10月16日（木）まで
- (2) 提出方法 質問票（様式3）に必要事項を記入し、添付ファイルにて事務局宛てに電子メールで提出すること。
電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問」に統一すること。
メールアドレス koreishafukushi@city.sammu.lg.jp
電話での問い合わせには、応じないものとする。
- (3) 回 答 令和7年10月20日（月）までに、質問内容と回答を原則として本市ホームページに質問者匿名で掲載する。

11 その他の留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
- ・受託候補者の特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
 - ・審査の公平性を害する行為があった場合。
 - ・本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。
 - ・指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
 - ・提出書類の記載に虚偽の記載があった場合
 - ・提出書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載が漏れている場合。
 - ・企画提案手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明した場合。
 - ・その他本事業の実施にふさわしくない行為が行われた場合。
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 市は、提出された提案書類について、受託予定者の特定以外に提案者に無断で使用しないこととする。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差換え及び再提出は原則認めない。
- (6) プロポーザルを公正に執行することが困難であると認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期、又は中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- (8) 提案者が1者の場合、本プロポーザルを取り止めることがある。

- (9) 別途定めるプロポーザル評価基準による参加者の評価点が6割を超えなかったときは、契約を締結しない。
- (10) プロポーザルに係る説明会については、開催を予定していない。
- (11) 参加を辞退する場合は、契約の相手方が決定するまでに、「参加辞退届出書（様式5）」を提出すること。
- なお、辞退した者については、以後の入札参加資格等に関し、これを理由とする不利益な取り扱いを受けるものではない。

12 スケジュール

本件プロポーザルに係るスケジュールは、以下のとおりとする。

手続き等の名称	日程・締切
実施要領等の公表	令和7年10月14日（火）
質問書の提出期限	令和7年10月16日（木）
質問書回答予定日	令和7年10月20日（月）
参加申込期限	令和7年10月23日（木）午後5時まで
プレゼンテーション 実施予定日	令和7年10月27日（月）
結果通知書送付予定日	令和7年11月上旬
見積書提出	令和7年11月上旬
契約締結	令和7年11月中旬

13 事務局（問合せ先・提出先）

山武市役所 本庁舎1階

山武市 保健福祉部 高齢者支援課 介護給付係

住 所 〒289-1392 千葉県山武市殿台 296 番地

電 話 0475-80-2641

F A X 0475-82-2107

E-mail koreishafukushi@city.sammu.lg.jp

ホームページ <https://www.city.sammu.lg.jp>